

尼崎市市制110周年記念商品募集要項

1. 目的

尼崎市市制施行 110 周年を祝うため、事業者等がロゴマークやテーマを使用して品物等の制作や販売を行い、尼崎市の魅力を広く発信することで、市制 110 周年記念プロジェクトの機運醸成と本市の活性化に資することを目的とする。

2. 定義

尼崎市市制110周年記念商品（以下、「商品」という。）とは、尼崎市市制110周年記念プロジェクトの機運醸成又は尼崎市の活性化を意図して事業者等が製造・販売する品物又は役務や物品などの提供であって、事業者等からの申請により市が認定をしたもの。

3. 事業者等の要件

商品登録する事業者等は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 市内に店舗または事業所がある。
- (2) 市内の店舗または事業所等が構成する団体
ただし、次のいずれかに該当する事業者等は対象としない。
 - ・ 法令や公序良俗に反する場合
 - ・ 特定の政党その他の政治団体の利害に関する場合
 - ・ 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する場合
 - ・ 暴力団の利益につながるおそれがある場合
 - ・ 暴力団又は暴力団員もしくは暴力団密接関係者である場合
 - ・ その他、適当でないと市長が認める事業者等

4. 商品の要件

登録商品については、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 商品名や本体、パッケージなどに尼崎市市制 110 周年の名称、尼崎市市制 110 周年ロゴマークのいずれかを使用していること。
- (2) 販売が決定しており、だれでも購入できる商品であること。（期間限定・数量限定で供給可能なものは可。）
- (3) 商品に係る関係法令に違反がないこと。特に、食料品については食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、その他関係法令に定める基準に適合していること。
- (4) 内容、品質、価格が適正であること。
- (5) イベントや大会等の行事ではないこと。
- (6) 金銭類似性（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等） または資産性の高いものでないこと。

5. 認定手続き

(1) 申請方法

専用の申請フォームから申請または、所定の様式を尼崎市都市政策課（市制 110 周年記念担当）まで郵送。

申請フォーム



URL

<https://b449c1ba.form.kintoneapp.com/public/2caacd1cf3b6c74bfd8b718141215e46c9311a835c9ae07f05ef5653691ebda2>

(2) 申請期間

令和7年10月8日（水）から令和8年11月30日（月）まで

(3) 有効期間

令和7年10月20日（月）から令和8年12月31日（木）まで

(4) 審査結果

許可基準による審査を行い、結果の通知を行います。

(5) 認定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は認定を取り消します。

(ア)虚偽の申請に基づき認定を得たと認められるとき。

(イ)事業者等が対象外であることが確認されたとき。

(ウ)商品の要件を満たさないことが確認されたとき。

(エ)市制110周年記念プロジェクトに重大な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。

6. 損害に関する責任

(1) 商品の生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、申請者がその賠償責任を負うものとし、事故等の内容をすみやかに本市に報告してください。

(2) 認定の取消により損害が生じた場合でも、市はその責任を負いません。

(3) 本市が損害を被った場合は、損害を補償していただくことがあります。

7. その他

本市ホームページを通して、事業者名、商品名等のPRを行います。

8. 提出・問合せ先

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課(市制 110 周年記念担当)

所在地：〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6138 FAX：06-6489-6793

メール：ama-110th@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上